九州大学学術情報リポジトリ Kyushu University Institutional Repository

第五国立銀行の史的研究: 士族銀行の特殊型として

伊丹,正博

https://doi.org/10.15017/4362481

出版情報:經濟學研究. 25 (2), pp. 77-106, 1959-10-25. 九州大学経済学会

バージョン: 権利関係:

第五国立銀行の史的研究

士族銀行の特殊型として----

伊

丹

博

正

次

目

一、まえがき

二、創立期の状況

三、鹿児島との関係

四、初期の営業状況

(1) 預金業務

(2) 貸付業務

五、西南戦争の影響と資本金の減少 (3) 発券業務

六、むすびにかえて

-士族銀行の特殊型として---

第五国立銀行の史的研究

第二十五巻 第二号

七七

七八

まえがき

のが、国立銀行であつた。 系の確立』とであつた。即ち、 明治維新後、 新政府が、その薄弱なる財政的基礎を固める為に、先ず取つた政策は、『幣制の統一』と、『近代的信用体 安定せる貨幣制度と、 基礎の強固な金融機関を打ち立てると云う意図の下に具体化された

姿を、 許容されうるのではあるまいか。 せているだけに、 て た、 の状態では、 特殊的とも云える銀行のみか、 分見究めることが、 から脱皮することができず、日本銀行の成立をまたねばならなかつたのであるが、この様な、 しかし、 発展過程において、 これらの諸国立銀行は、 明確に再現し、 近代的諸制度の不備な土壌の上に、外国の例にならつて、移し植えられただけの国立銀行が、その前期的性格 あまりにも皮相的である。決して、 資料の入手しうるものから分析を進め、 明治の金融史への手がかりとなると思う。 個々の分析の上に立つて全体を考えることが、必要ではないかと思う。 以後の盛衰状態において、そして、地方的な産業資本との結びつきにおいて、 同一条例に則つて創設されたものであるとは云え、その設立主体において、 あるいは、全く、 笑証的であることを第一義とするのではないが、 一般的な資料の上から、 ある程度の類型化を考えることも、接近の手段として、一応、 しかし、それには、 画一的に論及されるに過ぎないと云う、 国立銀行に関する研究が、ごく一部の 過渡的な国立銀行時代を充 しかも、 先ず個々の国立銀行の 多種多様な面をみ 設立動機におい 百五十三に達し これ迄

以 、上の様な観点から、 私は、 先に、 典型的な貿易商人の銀行としての、 長崎第十八国立銀行を取りあげたが、 今度

は、 それと、 対称的な性格を持つ、士族銀行の一典型たる第五国立銀行を見てみようと思う。

しかし、その前に、もう一度、国立銀行の一般的性格規定を考えておきたい。

迄には、大体において普通銀行に移行するか、あるいは、廃業に至るわけだが、国立銀行条例の改正前と後とにおいては、 て前進し、 国立銀行は、 明治十五年の日本銀行の設立によつて、それ迄の任務 明治五年十一月の国立銀行条例の制定によつて先ず、第一歩を踏み出し、明治九年八月の改正条例によつ (発券業務と云う) から一応解放され、二十年代の終り

一応、区別して考えることが、必要ではないかと思う。

ポに、 つたのだが、その太政官札によつて引き起された混乱の事態収拾を、先ず最初の目的としていたと考えても、 即ち、 近代資本主義国家を形成せんとした為に、いわゆる、太政官札(金札) 設立の動機としても、 最初の場合は、 明治政府が財政的基礎のないままに、殖産興業奨励と云う方策で、 と云われる不換紙幣を乱発せざるをえなか 差支えない 急テン

「太政官札と云う不換紙幣≒国立銀行の兌換銀行券」と云うのが、主目的であつたと考えられる。 即ち、 金札引換公債による銀行券の下附、 資本金の四割の正貨準備の下における兌換銀行券の発行と云う形をとつて、 であろう。

これに対して、後者の場合は、正貨兌換を更め、不換紙幣たる通貨兌換とすることによつて、公債による国立銀行の設

同時に、 公債所有者たる旧封建的家臣団の生活維持、 即ち、 いわゆる、 士族授産の一 翼をも担うものとし

第五国立銀行の史的研究

第二号 上

第二十五巻

七九

八〇

て見ることができよう。

以下に取りあげる第五国立銀行は、 その推移過程の 主要部分を、 先に述べた国立銀行時代の 前期におくもので あるの

で、ここでは、先ず初期の時代について述べてみたい。

- (1)長幸男氏「日本における信用制度の成立前史」(講座信用理論体系第三巻)四四頁。
- (2)拙稿「第十八国立銀行の歴史的一考察」九大大学院『経済論究』第五号七五頁。
- (3) 拙稿前掲論文参照

一創立期の状況

四国立銀行、そして最後のこの第五国立銀行だけが、当時としては、純粋に士族の手によつて作られた銀行であると云え のは、 地方の在郷商人を含めての地元横浜商人を主とする第二国立銀行、豪農地主を中心に作られた典型的な地主銀行である第 僅かに四行であつて、豪商三井を中心に、渋沢英一を頭取とする第一国立銀行、次で、横浜為替会社から移行し、

最初に述べた様に、明治五年の国立銀行条例は、資本金の四割を正貨準備とすると云う厳しい条件からも、設立された

よう。

二月十日に、正式に開業しているが、本店を大阪に置き、支店を東京、鹿児島、長崎、琉球に設ける計画を立てたが、長 先ず、第五国立銀行の創立事情を窺つてみると、明治六年五月に、発起人浜崎太平治他五名の手で免許をうけ、 同年十

円

ŀ

他

=

	N X 1	国工业门 貝 不 並		
国立銀行名 称	開業免状下付日付	開業日	資本金高	紙 幣 発 行免 許 高
東京第一	明治 年 月 日 6. 7.20	明治 年 月 日 6. 7.20	2,500,000 ^円 後1,500,000	1,500,000 ^円 後 900 ,000
横浜第二	7. 7. 18	7. 8. 15	250,000	150,000
大阪第三	依願解社			
新潟第四	6. 12. 24	7. 3. 1	200,000	123,000
大阪第五	6. 9. 8	6. 12. 10	500,000	300,000
合計 4行			3,450,000 後2,450,000	2,070,000 後1,470,000

^{*『}明治財政史』第13巻248頁。

崎、 琉球支店は実現しなかつた。

別が出ていないので、 株主の構成状況は、 殆んど凡て鹿児島在籍の人達である。 第五国立銀行創立証書の株主姓名表に、 身分別構成を見ることができないが、

即ち、 第四代目の頭取、 有村国彦の言葉を借りると、 ある様である。

行に次ぐ大きさであつた。

しかし、その出資状況については、

か

資本金は五〇万円で、これは次表に見る通り、

当時としては、

第一 なり 訚

国立銀

若干の株主を除

士族平民の区

リシ金員 、資本金ノ如キ 「本行発起創立ノ際ノ如キハ他ノ銀行ニ比例ス可カラサ 成立タル者ナレハ其形蹟ヲ永遠記憶ノ為メニ略記ス (百万円余ナリト) ハ明治四年廃藩ノ際旧来島津家ニ御納戸金ト ヲ其儘県政へ引継キタルヲ新県庁ニ於テ曖昧 ル左 ルル ノ如シ………ソ 種異様ノ組織 シテ積立テア

立銀行モ該金ノ内幾分ト山ケ野金山抵当ニ対ス 少数ノ株主出金ヲ以テ成立セ リ 而 シテ株主名簿ニ ル御 | 両邸 ∃ ハ適宜ノ名目ヲ IJ ノ御出金拾万 ノ間ニ之レヲ処分シ或ハ学校費其他費途ノ判然セサ

ル者モ

アリテ当第五

玉

第二号

第二十五巻

第二号 八二

第二十五巻

存ス と云うことであつて、資本金の大部分は、県庁からの出資、つまりは島津家からの出資であり、 ト ・雖トモ其実株金 ノ過半へ県庁ノ有ニシテ当時ノ県令大山綱良氏ノ自由スル所タリシ へ皆人ノ知ル所ナリ………」 創立時の第五国立銀行

を見ることは、余り意味をなさないことになつてしまう。 は、県庁を媒介として、その背後に島津家が控えていたことはまぎれもない。とすれば、この銀行に関する限り株主構成

しかし、表面的には島津家の名を出さず、紙幣頭に提出された請願書では次の様に言つている。(四)

仕度尤ゃ名号ノ儀へ既に他方へ御許容相成居候順番ヲ以テ相唱申度奉存候間何卒願ノ通御許容被成下度此段奉願上候以上 私共五名ヨリ出金残拾五万円へ株主相募候上大阪府下へ本店ヲ据ニ東京長崎琉球へ分店ヲ設ヶ諸事条例成規ニ照準営業 例御頒布被為在候ニ付同志申合往々百万円迄増加可仕目的ヲ以テ即今資本五拾万円ノ銀行創立仕度其ノ内参拾五万円ヲ 日夜御盛大ニ相成候ニ付農工商ニ至迄御趣意奉戴同心協力一層勉励不仕候而者難相済カト苦慮罷在候処先般国立銀行条 「私共従来区々自己ノ商業相営居候処方今文明諸事日進ノ折柄独商業ニ至候而者格別従前ノ面目ヲ不相改殊外国御交際モ

明治六年癸酉五月三十日

劳

M

紙幣

頭殿

久佐平太

重

外四名

-

右の様になつてはいるが、重久佐平太は薩藩出身の士族であり、先に見られる通り、発起より、資本金募集完了迄の期

間の短いこと、設立認可は五番目でありながら、開業は二番目であることなどからも、 島津家の裏附を推論できよう。

- (1) 『明治財政史』第十三巻二四〇一二四八頁。

(2)

(3) 原司郎氏「第二国立銀行覚書」(金融経済五〇号)参照。

『第一銀行史』上・下(昭和三二年刊)参照。

- (4) 『第四銀行八十年史』(昭和三一年刊)参照
- (5)第五国立銀行編『沿革事誌』(明治二九年八月刊)一頁。

発起人は、浜崎太平治、林甚左衛門、米倉一平、青木休太郎、重久佐平太の五名であつた。設立迄の順序を略記すると左の通り。 〇明治六年五月三十日 創立請願書提出

〇同年六月十九日 免許ヲ得

〇同年七月 株金五〇万円全部募集完了

○同年十一月四日 開業免状ヲ下附

〇同年十二月十日 開業

れ、長崎、琉球両支店は、遂に開設されずに終つている。

尚、支店は、初め東京、長崎、琉球の三店を予定し、後、 鹿児島を追加して請願したが、 結局、東京と鹿児島の二店だけが、 設置さ

(6) 『日本金融史資料』明治大正編、第三巻六一三頁。

(7)設立時の株主二十九名中、鹿児島在籍は二十一名、豊後日田三名、その他となつているが、百株以上の株主名をあげると左の通り。

重久佐平太(鹿児島) 二〇〇〇株 商人 士族

千原幸右衛門 (豊後日田) 五国立銀行の史的研究 八九〇株

第

第二十五巻

第二号

平民

太平治 (鹿 児 島 六〇〇株

甚左衛門 (鹿 児 島 五〇〇株

米倉 (豊後日田 三九〇株

鎌田杢左衛門 (鹿 児 島) 一〇〇株

(8)

前掲『沿革事誌』序文一―三頁。

(9) 尚 拙稿前掲論文七七一八二頁 第十八国立銀行の場合 鹿児島県史第三巻八三九頁「第五国立銀行支店の開設」の項にも、資本金は主として、島津家の出資である旨、記載されている。

(10) 原司郎氏前掲論文六〇一六一頁第二国立銀行の場合を、それぐ~参照されたい。 『明治財政史』第十三巻二四七頁。

鹿 児 島 ح Ø 関 係

前記の如く、営業の本店を大阪に置いてはあるが、出資金が鹿児島において求められ、役員も亦、殆ど鹿児島在籍の人

達であつた為、設立当初は、その中心がむしろ鹿児島支店にあつた様に見られる。

先に引用した『沿革事誌』に記載された事項も、鹿児島支店にかんする記事が多く、主なものを抜萃してみても、 **「(明治七年三月)鹿児島県庁及島津家両御邸出納取扱方ヲ鹿児島支店へ命セラル」**

「(同年十月) 鹿児島県旧藩札交換方ヲ鹿児島支店へ命セラレ交換資金ヲ下付セラレタリ」

「(同年十一月)東京鹿児島間ノ陸軍省為換事務ヲ担当セリ」

「(明治九年一月) 海軍省所轄鹿児島製造所ノ出納及為換事務取扱方ヲ命セラレタリ」

「(同年四月) 陸軍省ニ於テ琉球国へ分営建築ニ付本省ヨリ 支出金八万円ヲ鹿児島支店へ 預托工事竣成迄出納方ヲ命セ

ラレタルニョリ右ニ対スル抵当トシテ公債証書ヲ納付セリ」

と云つた記載が見られる。

かくて、創立後も、資金の供給は鹿児島において行われており、

「(明治八年一月) 鹿児島賞典米五万石代金八万円ヲ下附セラレタルニ付鹿児島本学校経常費金トシテ 毎月同所へ 送金

ノ約ヲ以テ該金ヲ東京枝店へ与托セラル」

「(同年三月)鹿児島県石代金十五万円下付ニ付東京枝店へ定期預金トシテ与托セラル」(4)

と云つた記事が散見され、叉、明治七年上半季の半季寒際考課状の中には、

以参シテ、定期預金トイタシ候」。

「5」
造ヲ希ヒ、整成金額拾万円余ノ貨幣ヲ生ス、直ニ之ヲ島津家ニ送ル、島津家再ヒ右ノ金額ノ内、八万八千円ヲ当銀行ニ 「五月十五日島津家ヨリ地金齎送シ、当銀行ノ手数ヲ経テ貨幣ニ製造センコトヲ依頼ス、則チ之ヲ造幣寮ニ 依憑シテ鋳

と記されてあるのが見え、一方、鹿児島支店は資金不融通で遊金が多いと云うことから、現金二万円を大阪本店へ廻送し。

たりしている事からもわかる様に、鹿児島県庁又は島津家から、 鹿児島支店を通じて預金 (拝借金の形をとることあり)

第五国立銀行の史的研究

第二十五巻 第二号

八五

八六

第二十五巻

第二号

され、大阪東京の本支店へ廻送されたと見るべきであろう。その内容については次項に譲るとして、当時の鹿児島支店の

持つていた役割は非常に大きいものであつた。

これは、明治維新を推進せしめ、新政府の枢要なる地位を占めているのが、大部分同県出身者であり、それ故に、

政治

的には、ある意味での独立的存在であつた当時の鹿児島の状態からも、ほぼ推察されよう。

この様な、県庁をバックとする鹿児島支店の優位は、明治十年の西南戦争によつて打撃をうけるが、その県庁とのつな

がりは、かなり後迄、継続していることが窺える。

例えば、

「(明治十一年二月) 鹿児島支店へ、 地租徴納金六拾余万円ノ徴収取扱方ヲ 命セラレ タルニョリ 店頭ニー課ヲ画シテ之

ニ従事セリ」

六百参拾六円ヲ収了セリ」(9 「(同年九月)鹿児島県庁ヨリ同地支店へ地租徴収取扱方ノ儀ヲ命セラレ九月十二日迄 之レニ 従事シ惣額 六拾弐万参千

ている。(の)である浪速銀行鹿児島支店(第五国立銀行鹿児島支店の後身)は、他の一行に比して遙かに多額の官公金預金を有し一つである浪速銀行鹿児島支店(第五国立銀行鹿児島支店の後身)は、他の一行に比して遙かに多額の官公金預金を有し と云つた状態を示し、更に、明治四十一年において、県内の各銀行本支店六行の中、官公金預金を扱つている二行の中の

(1) 本稿八〇頁参照。尚、明治九年一月には、大阪東京で、本支店の位置を変更している。

第五国立銀行役人名称簿(明治七年一月)によると 「日本金融史資料」明治大正編第三巻三九三頁。

取 取締役頭取 締 役 重久 佐平太 (鹿 児 島) 得能 有川 佐平次 純治 余 (鹿 児 島 明

中江 九 平 ^ "

米倉

— 平

(豊後日田)

林 徳左衛門 ()鹿 児 島

支

副支配人 林 甚左衛門 (鹿 児 島

染川次右衛門

//

野 熊吉 〔長 崎

となつている。尚、括孤内は在籍地名。

酒匂

仲兵衛(不

眀

(3) 本稿八三頁註5多照。

(5) (4)前掲『沿革事誌』一三、一四頁。 前掲『日本金融史資料』明治大正篇第三巻三一七頁。

(7)(6) 前掲『沿革事誌』七頁。 前掲書 三一頁。明治九年上半季の営業報告にて、

第五国立銀行の史的研究

第二十五巻

五 |国立銀行の史的研究

第二号

『当季間営業ハ鹿児島支店ニ於テ稍々事業ノ発達ヲ見ル可シト雖京坂両店ハ依然金貨ノ打歩ニ制セラレ 得失償ハサルニ 至ル者アリ

- (8) 『鹿児島県史』第三巻第七章「県政改革の論議」参照
- (9)前掲『沿革事誌』五八、六五頁

(10)

鹿児島市役所編『鹿児島市史』三一一頁(

鹿児島支店の二、八二二、八九五円は、総額の約八割に相当する。 当時、鹿児島県下の銀行は、第百四十七銀行、鹿児島県農工銀行、浪速銀行鹿児島支店、第七十三銀行、 黒松銀行、 鹿児島貯蓄銀行

四 初 期 の 営 業 状 況

第五国立銀行の資金源は前項の通りであるが、先づ営業の概況を眺めてみると、第二表の如くなる。

見してわかる通り、

ても亦、同様のことが云える。この両者を較べて問題になるのは、国立銀行条例の改正前に於いては、貸付金の方が、 預

預金においては、十二年以後、漸く伸びてくるが、それ迄は、非常に停滞的であり、貸出におい

これは、当時他の三国立銀行と同様、

貸付が営業の

中心であつた為で、 明治五年の国立銀行条例第十条第一節には、 金を上廻るか、又は、ほぼ、それに近い数を示していることである。

「国立銀行へ為替両換約定為替荷為替預リ金其余引請貸借又へ引当物ヲ取リテ貸金ヲナシ貸借証書其他ノ諸証券及貨幣

様々・ 様々 様々 様々 様々 様々 様々 様々	
7年・下 500,000 — 155,267 277,252 — — 8年・上 500,000 — 418,724 268,670 2,031 — 9年・下 500,000 31,370 389,464 337,907 — — 9年・上 500,000 24,433 634,453 319,804 — — 9年・下 500,000 — 324,631 292,846 — — 10年・上 300,000 2,551 243,002 134,647 — — 10年・下 300,000 4,105 263,061 160,136 — —	為春 形
8年・上 500,000 — 418,724 268,670 2,031 — 9年・上 500,000 31,370 389,464 337,907 — 9年・上 500,000 24,433 634,453 319,804 — 9年・下 500,000 — 324,631 292,846 — — 10年・上 300,000 2,551 243,002 134,647 — — 10年・下 300,000 4,105 263,061 160,136 — —	_
8年・下 500,000 31,370 389,464 337,907 — — 9年・上 500,000 24,433 634,453 319,804 — — 9年・下 500,000 — 324,631 292,846 — — 10年・上 300,000 2,551 243,002 134,647 — — 10年・下 300,000 4,105 263,061 160,136 — —	
9年・上 500,000 24,433 634,453 319,804 — — 9年・下 500,000 — 324,631 292,846 — — 10年・上 300,000 2,551 243,002 134,647 — — 10年・下 300,000 4,105 263,061 160,136 — —	_
9年・下 500,000 — 324,631 292,846 — — 10年・上 300,000 2,551 243,002 134,647 — — 10年・下 300,000 4,105 263,061 160,136 — —	_
10年・上 300,000 2,551 243,002 134,647 — — 10年・下 300,000 4,105 263,061 160,136 — —	
10年・下 300,000 4,105 263,061 160,136 — —	
	—
11/5 1 200 000 7 100 220 051 112 001	—
11年・上 300,000 7,100 320,951 113,991 - -	—
11年・下 300,000 8,983 362,837 244,561	—
12年•上 300,000 11,644 656,094 268,081 8,275 6,837 -	
12年・下 300,000 14,500 692,059 308,938 19,696 88 -	_
13年・上 300,000 18,000 831,117 347,280 17,653 9,584 -	_
13年•下 300,000 22,000 787,098 471,663 12,475 12,636 36	69

第五国立銀行『沿革事誌』により作成。

自己資金を貸付けていることを示している。

如く、貸付金が預金の二倍になつているのは、

明らかに、

と云うことになつたのであろう。殊に、明治七年における

ナリ」 (3) スニ至ラス従テ其取引額ノ僅少ナルモ亦恠ムニ

足ラサ

ル

為ス商売ニ乏シク又預金ノ如キモ世上未タ普ク此風ヲ成

以テシタルカ故ニ其得意先ナルモ 「之ヲ(国立銀行を――筆者註)

(1) 即 預金業務

最初に預金の内訳を見ると、 御用預金と定期預金、 第三表の示す通りである。 当座預金が主であつて、約

第

二十五巻

第二号

八九

地 |金ノ取引等ヲ以テ営業ノ本務トナスヘシ」(1)

わる役員自身が不馴れであるのだから、一般人民に理解さ と規定されてはいたが、銀行の営業については、 経営に携

れないのは云う迄もないことであり、かくては勢い、

目スルニーノ貸金所ヲ

ノハ勢ヒ活潑ノ取引

ヲ

		- 1		154 NZ		11 17		4	т. П
種類 年次 ・半季	御用預金	拝借金	定期 金	当 座 預 金	貯蓄 金	約 定 預 金	別段 預金	振出 手形	合計
明治 7年•上		_	128,708	6,997			4,406		140,111
7年•下			80,753	72,939	1,575		·		155,267
8年•上		20,000	231,176	163,433	4,115	_			418,724
8年•下	5,000	135 000	182,901	60,461	6,102				389,464
9年・上	37,008	150,000	336,967	102,154	8,324				634,453
9年•下	6,858		213,295	89,478		_	10,000	5,000	324,631
10年•上		_	52,032	187,970		_	· 	3,000	243,002
10年•下	42,757		20,694	188,355	_	_	_	11,255	263,061
11年•上	58,144	_	83,337	171,008		· —	8,462		320,951
11年·下	5,348	7,000	350,489	定期預金中 に含まる		-			362,837
12年•上	113,084		148,150	197,541		151,303	_	46,016	656,094
12年•下	194,708		141,453	138,836		207,155	3,957	5,950	692,059
13年•上	173,709	_	162,957	211,460		270,033		12,958	831,117
13年•下	141,691		284,567	134,597	. —	224,726	_	1,517	787,098
** 第五国立銀行『沿苗車誌』により作成									

る。

ことと共に、

御用預金の

急激なる増加に 類すると 見られ

治十二年以後の預金の伸びの一因は、

約定預金の加わつた

が

加わつた為で、

これが、

約四割を占めている。

更に、

明 金

集めることはできず、最初は自己資本を、次には、 のみを見る場合、 の主要部分を負うていた。 国立銀行の最大特権である銀行紙幣の発行に、 津家から、 と云う曖昧な名目のもとに、更には、 ていない。 結局、 定期預金、 あるいは、 運転資金をまかなうに足る預金を一般公衆から 明治九年迄は、 当座預金は、 県庁から、 尚、 定期預金、 前者が圧倒的に多く、 預り金をなし、 創立後数年間殆ど増加 御用預金として、島 当座預金の両 その資金源 加えて、 拝借金 そ

が、 特に後者は、 僅かである。

明治八年からの預金総計の増加は、

拝借金と、

御

用 預 定預金は十二年以後に、 振出手形は十年以後に姿を見せる

一十五巻

号

第五国立銀行『沿革事誌』により作成。

第 五.* 国 立 銀 行 の 史的 研 究

種類 年次 ・半季	貸付金	当座貸越	割引手形	荷為替 手 形	期限過貸付金	合 計
明治7年・上	319,335		_			319,335
7年•下	277,252			_	_	277,252
8年・上	268,670	2,031	_		_	270,701
8年・下	302,412				35,495	337,907
9年・上	319,804		_	_		319,804
9年・下	292,846	<u> </u>	貸付金中 ニ含マル			292,846
10年・上	134,647	-				134,647
10年・下	160,136	_	_	_		160,136
11年•上	113,991	_			_	113,991
11年・下	244,561	貸付金中 ニ含マル				244,561
12年•上	268,081	8,275	6,837	_	_	283,193
12年・下	308,938	19,696	88	_	_	328,722
13年・上	347,280	17,653	9,584			374,517
13年•下	471,663	12,475	12,636	369		497,143

貸付業務

第五国立銀行『沿革事誌』により作成。

(2)のが算入されていると推定できる。

越、 至つては、十三年下半季にやつと登場するに過ぎない。 るが、殆ど問題にならない程、僅少であり、 この表に見る限り、そこには、銀行とは名ばかりで、質 ここでは、 殆ど 貸付金に凡てが托 されている。 当座貸 先ず、貸出の内訳を第四表によつて見て頂きたい。 割引手形は、十二年頃から、毎年姿を見せる様には 荷為替手形

K

第二号 九一

第二十五巻

高利貸的長期貸金所とでも云つたものが浮び上つて

屋的、

明確な区別がなされていない為、御用預金と云う勘定科目 以外に、単なる預金科目中にも、 後の年においても云えることで、官公金と、民間預金との れるものが、多数含まれていることである。このことは、 最初の三年間の定期預金の中には、明らかに官公金と目さ れ以後になつてはじめて、後者が追いついてくるが、この 性質上御用金に類するも

牛 能

くる。事実、明治八年において、貸付金利息は、一ヶ年一割二分から一割四分であり、翌年、5 改正国立銀行条例に従い、

年)割、期間五ケ月と定めながらも,「新条例中貸附金利子ニー割ノ制限ヲ 止メラレタルハ時世ニ 不適当ノ感 ス」と批判している。

性格のみしか見受けられない。貸付先に関する詳細な内容を示す資料が入手出来ない為、断定は避けざるをえないが、士 当座貸越がその過半を占め、貸付先も、大部分が貿易商人と推定されるのに対し、前述の如く、第五国立銀行には前期的 つたのではないかと思われる。 支店では、殆どすべてそうであるとみてよい)ので、その抵当物件にしても、 族授産を援助せんと努力せる事情を、度々見るところからも、恐らくは、士族への貸付が中心をなしていた(特に鹿児島 この様な貸出の状況を、長崎第十八国立銀行の場合と較べてみると、貸付金利息こそ、一割内外を示しているものの、 公債証書が一般的で、 かなり信用貸も多か

直接的には資本金の減額、 尚、貸出の推移を眺めてみると、大体三○万円前後を続けているが、十年、十一年に一○万円代に激減しているのは、 「本季営業ハ概シテ不活潑ニテアリキ就中鹿児島地方ハ二月ヨリ郵便不通ニシテ四月上旬ニ至リ漸ク日向 間接的には西南戦争の影響と見られるが、明治十年上半季の営業報告は 路 リ開通

=

況ナル キモ鹿児島支店ト関連ノ塗ヲ壅塞セラレタルヲ以テ大ニ業務ノ進行ヲ防ケラレ営業上ノ要務タル預リ 金貸付金等ハ一般 タレトモ支店へ参軍本営ノ用ニ充テラレシカ故僅カニ宿直員一人ヲ置キ休業セシヲ以テ社員安否ノ通信ニ過キス如斯景 力故 ||三同支店本季ノ営業へ其成跡ヲ留ムルニ由ナキヲ以テ大蔵省へ禀伺ノ上本季ノ報告ヲ廃シタリ大坂支店ノ如

ĺ	類別	第五国立	銀行紙幣	全国立	银行紙幣
ĺ	年次•	下付高	実際流通高	下付高	実際流通高
	明治6年•下		_	1,362,210	852,520
	7年・上	300,000	295,080	1,896,000	1,356,979
	7年•下	300,000	292,582	1,995,000	802,730
Į	8年•上	300,000	173,936	2,020,000	381,163
	8年•下	300,000	221,070	1,420,000	233,861
	9年・上	300,000	24,178	1,420,000	62,456
	9年•下	300,000	200,552	1,744,000	1,744,000
	10年•上	240,000	238,339	8,999,931	8,999,931
	10年・下	240,000	239,496	13,352,751	13,352,751
	11年•上	240,000	239,048	16,956,800	16,956,800
	11年•下	240,000	238,778	26,279,006	26,279,006
	12年・上	240,000	239,609	33,093,455	33,071,346
	12年•下	240,000	239,239	34,072,480	34,046,014
	13年・上	240,000	238,768	34,460,265	34,415,064
	13年•下	240,000	239,737	34,476,880	34,426,351

** 第五国立銀行『沿革事誌』 『明治財政史』第13巻297、306-307、319-320頁より作成。

発行している。 その流通高は、

第二十五巻

第二号

九年に かけての 流 第五表の 通状態の悪化 通り は激しく、 であるが、

年

かゝ

九 B

行し、後、明治十年、資本金減少と、条例改正に伴資本金五〇万円の六割に当る三〇万円の銀行券を発 5 最後に、 第五国立銀行は、最初、旧国立銀行条例によつて、 三〇万円の資本金に対し、二四万円の銀行券を 第五国立銀行券の 流 通 状態を 見てみよ

此 て詳しく述べよう。 0 西 南戦争による影響と、 減資の問題は次節

と述べている。

(3)お

発券業務

減縮ヲ来シ著シク利益ヲ減殺 ノ結果ト シ テ 止 4 ラ得サ ル 所 セ ナ リ ラ 山(10)レ 夕 V ŀ モ

他

九四

第二十五巻

第二号

年上半季などは、 の中ではまだ、 幾分なりとも、 殆ど、 八%しか流通していない。全国の状況をみても、 良い方である。これは、 鹿児島支店がある程度の支えになつていたことによる様である。 五%内外であるが、 その前半季では、 全国四行

"沿革事誌』によると

「七年八月ニ至リ横浜金貨相場百円ニ付壱円二三拾銭ノ打歩ヲ生シタルヲ以テ社幣交換ヲ望ム者多ク引換準備金大ニ逼

迫セリ

「七年十一月小野組閉店京坂間浮説百出銀行ニ於テモ其景況ヲ蒙ルコト不尠準備金ニ警戒ヲ施セリ」 「此年(七年—— -筆者註) 台湾ニ事アリ銀行紙幣引換ヲ要求スル者一時ニ相起リ従テ準備金貨ニ欠乏ヲ生シ………」

と先ず、 準備金の不足を懸念し

「七年下半季間へ金紙ノ交換ニ忙ハシク之レカ為メ銀行者ノ心労モ専ラ之レニ清 マルカ如ク営業ノ盛衰ハ時世ニ任シタ

ルヲ以テ著シキ盛況ハナクモ前季ニ対照スレハ百事其緒ニ就キタル者ノ如シ」

と全く、 紙幣交換にのみ追われて営業面への消極性を示しており、

= 「当季 制セラレ得失償 (九年上半季 ハサ ル ニ至ル者アリ大坂地方本年二月下院ニハ打歩千円ニ付百拾円ノ高キニ登ルモ 筆者註) 間営業ハ鹿児島支店ニ於テ稍々事業ノ発達ヲ見ル可シト雖京坂両店 社幣 ハ依然金貨ノ打歩 ノ交換ハ廛頭

- 東京鹿児島ノ両店交換高ヲ加フレハ少クトモ千円ノ上ニ出ツヘシ如斯景況 ナルヲ以テ貸附金ハ期日毎ニ引揚ケ金貨

ノ姿ニテー月ョリ四月十八日ニ至ル迄大坂支店而已ニテ交換シタル社幣へ平均一日七百九拾参円ニシテ之

常ニ絶ヘサル

国立銀行券は流通界に出るや否や、直に正貨兌換を要求され、戻つてくる状況で、かくて第五国立銀行は、

ル而巳ニシテ殆ント余暇ナキヲ以テ引換準備金ヲ通貨ニ改メラレンコトヲ出願セントスルニアリ」(資源決定セリ其要旨ハ創業以来社幣ハ流通上殆ント跡ヲ絶チ従テ発スレハ従テ交換ヲ請求セラレ銀行ハ一意準備 「(明治八年)三月三日第一国立銀行楼上ニ於テ同銀行へ勿論第二第四及本行ノ四 行相会シ国立銀行条例 改正ノ件ヲ討 三究 人々夕

と云う様に、他の三行と共に請願し、 明治九年八月、 国立銀行条例の改正となつたのである。

以上、少々繁雑なくらい、資料を引用したが、当時の国立銀行が、旧条例の下で、正貨兌換に追われて営業が手につか

ず、又、最初に述べた様に、不換紙幣たる太政官札を、国立銀行の兌換券によつて収拾しようとした政府の意図が、見事

にはずれたことがよく分る。

(1) (2)前掲書 四一九頁

『明治財政史』第十三巻四四頁。

の中に含まれているわけである。

第 五.

国立銀行の史的研究

- れたことになつているが、第三表によれば、御用預金は空欄であり、 本稿八五頁に引用せる如く、『沿革事誌』によれば、明治八年上半季には、鹿児島県の石代金二十三万円が定期預金として与托せら 定期預金が、 前半季の三倍にふえていることからも、
- (4)半季実際報告では、はつきり、 政府勘定と人民勘定は区別されているが、 こゝで資料として用いた『沿革事誌』は、 例えば、元山文庫中の長崎第十八国立銀行や、九州大学経済学部所蔵の鹿児島 第百五十二国立銀行 などの考課状に 記載されている 一種の年史であ

第二十五巻 第二号 九 五.

第二十五巻

第二号

る為、その中に記載された半季実際報告は、幾分、簡略化されたものと思われる。

- (5) 前掲『沿革事誌』二〇頁。
- (6) 前掲書三九頁。
- (7)拙稿前揭論文八四一八六頁。

前掲『沿革事誌』五三、八三頁。

(8)

- シテ壱百五拾万円ニ増加センコトヲ計リタレトモ、各地発行紙幣ニ制限アルヲ以テ許可セラレサリキ 五円、七分利付金禄公債証書ハ六拾五円ノ割合ヲ以テ応募ノ目 的充分相立チシヲ以テ、十二月中大蔵省へ出願ノ上、従来ノ資本ニ合 (明治十年)金禄公債証書発行ニ付、鹿児島県士族授産ノ為メ本行資本金増加ノ索ヲ立テ、 壱割利付金禄公債証書ハ百円ニ付九拾
- (明治十二年) 三月中鹿児島県士族ノ既望(希望の誤植であろう-o・・ -筆者註)ニヨリ彼我ノ便益ヲ計リ約定預金ヲ起シ・・・・・・
- (9) 長幸男氏前掲書六九一七〇頁。

零細士族の集合による仙台第七十七国立銀行の場合を参照。

(10) 前掲『沿革事誌』四七頁。

(11)

『明治財政史』第十三巻四一頁。

- 明治五年の国立銀行条例第六条第十四節はこれを説明している。
- 割合ナリ **『……**銀行ハ元金高十分ノ六ノ金札ヲ以テ公債証書ヲ得、其証書ヲ納メテ紙幣ヲ得、他ノ四分ハ正金ニテ右紙幣引換ノ準備トスルノ

(12)

前掲書一五三—一五五頁。

明治九年の改正国立銀行条例により、資本金の八割に当る銀行券を発行することができ、二割を通貨で準備することとなつた。

(13) 前掲『沿革事誌』三一頁。

(14)

前掲書一三頁。

西南戦争の影響と資本金の減少

五

先に述べた様な、第五国立銀行と鹿児島県との密接な関係故に、 鹿児島県経済の推移発展を抜きにして、 これを考える

再び、『沿革事誌』によれば

ことはできない。その場合、

先ず問題になるのは、

西南戦争の影響である。

ノミナラス各店間ノ営業事務ニ少カラサル関係ヲ及シ預リ金等ハ鹿児島支店ハ勿論京坂間ニ於テモ引出ヲ要求スル者多 「(明治十年) 二月鹿児島地方専ラ騒擾海路航通ヲ杜絶セシヲ以テ本支店間ノ金銀逓送 其他往復便等更ニ 不便ヲ来セシ

シ

「(同年) 四月鹿児島支店へ市中騒擾休務中磯島津邸へ金銀証券類其他必要ノ書類物件等ノ保護ヲ要願セリ」

守リテ弾丸雨風 ル 「(同年) 六月中旬ヨリ鹿児島市中劇戦数回支店事務所ノ中央井ニ邸内ニ破烈丸ノ達スルコト 三回其他銃丸ノ 飛散シ来 コト無数ニシテ惨憺タル景況ニテアリキ如斯有様ナルヲ以テ支店家屋倉庫ノ破損等少カラス番人山本太郎助ハ ブ間 二倉庫ノ見廻等怠ラサリシヲ以テ抵当物件ニ異状ナカリシハ不幸中ノ幸 Ė ーテア ý タリー 其職ヲ

「(同年) 七月鹿児島騒擾近郡ニ及ヒ市中大ニ鎮静ニ帰シタルヲ以テ鹿児島支店へ 帰任社員ヲ集メテ 帳簿等ノ 取調 三從

五国立銀行の史的研究

, 九七

第二号

第二十五巻

第二十五巻

第二号

事シ且破損修覆等ニ着手セリ」

近村ニ災厄ヲ避ケタリ此惨劇ニ付抵当物品諸証券及帳簿類ハ多ク磯島津邸へ運ヒタレトモ板庫ニ所蔵セシ銑銕錫 「(同年)九月一日ニ至リ鹿児島市中又々争乱市民死傷等極メテ多ク 不得止再ヒ 同支店ヲ閉鎖シ社員ハ 従前ノ如 類ノ グル近 如 郡

キハ皆兵火ニ罹リタルヲ以テ金額九百円ノ損失ヲ生セリ」

通り、 と云つた状況にあり、西南戦争中、 十年上半季から十一年上半季にかけての、 鹿児島市店の機能がすつかり停止していたわけであり、先に示した第二表に見られる 預金、貸出は、 何れも激減している。 その直接的な原因は、 騒 乱に よる

般社会状態の不安定と、 証券発行によつて現金を調達したにも拘らず、第五国立銀行の鹿児島支店には、そう云う事情が全然見られないこと このことは、 西郷軍が、軍資の缺乏に困窮し、 交通の杜絶であると考えられ、第五国立銀行自体は、 いわゆる、西郷札を発行した他、貸金業を営む承恵社及び 撫育会社かい 戦争そのものに係ることを避けた様であ

る。

5

次に、 此の問題をも含め、資本金減少に至つた経過を述べよう。 から推察できよう。

明治九年一月、本店を大阪から東京に移し、同年九月、条例改正と共に、資本金を五〇万円から三〇

第五国立銀行は、

万円に減額して再発足の形を取つている。その理由について、『明治財政史』 シテ反テ利益ノ薄キヲ悟リ」と述べているが、それだけではない様である。『沿革事誌』の中の、 には、「実際ノ経験ニ因リ其資本金ノ 有村国彦頭取の言葉に 、過大ニ

よると

シテへ殆ント条例ヲ無視シ毫モ秩序ナキヲ以テ多額ノ損失ヲ来ス等銀行へ恰モ支離滅烈ノ有様ニテアリキ亅 「株金の過半へ県庁ノ有ニシテ当時ノ県令大山綱良氏ノ自由スル所タリシへ皆人ノ知ル所ナリ 然ルニ当時銀行ノ役員

アラズ」と云う意見が多かつた為、有村氏は、同じ薩藩出身である時の紙幣頭得能良介氏に援助を求めた所、 津邸内においても、旧家臣の中には、「銀行営業ノ如キハ 質屋業ト等シキモノニシテ 堂々タル華族家ノ 従事ス可キ業務 は、上京して、在京の家令奈良原氏と計つて、島津家の出資金を保護する為にも、第五国立銀行の善後策を講じたが、 な三つの問題を提出された。即ち、 と云うことであり、県庁の有とは云え、それは、 島津家のものである為、 当時、 磯の島津邸の家扶を勤めていた有村氏 氏は次の様

「第一問ヲ起シテ日ク足下等ノ銀行ノ経済ハ商行会社(当時俗ニ空米相場会社ト言ヘリ)ノ経済ト混同シ且其役員ノ如

と云うもので、この三間を実行する条件で、得能氏の援助を受けて改革を進め、

ナレトモ不規則ノ貸附金等アリテ結局拾万円へ損失ト見込ミ尚拾万円へ鉱山資金ニ充テ残額三拾万円ヲ以テ銀行ノ資金 「明治九年資本金減少県有ノ分へ総テ御邸へ差出ス事ニ決定シ同十一年ニ至リ総テ其決ヲ結ヘリ 従来資本金ハ五拾万円

供 ズルコトニ決議

第 五 国 立 銀 行 の史的]研究

第二号

第二十五巻

九九

店別 年次 ・半季	東京店	大阪店	鹿児島店	総 計
明治7年・上				15,753
7年・下		·		25,403
8年•上				19,878
8年•下				21,225
9年・上	11,972	5,092	3,563	20,627
9年・下	18,226	4,841	3,562	26,629
10年・上	7,707	3,075	_	10,782
10年・下	25,355	2,456	2,454	30,265
11年・上	12,100	953	1,363	14,416
11年・下	20,282	3,044	5,052	28,378
12年•上	16,833	3,611	6,221	26,665
12年•下	21,755	5,351	6,657	33,763
13年・上	19,054	5,005	10,693	34,752
13年•下	21,526	6,235	7,740	35,501

第五国立銀行『沿革事誌』により作成。

が、

「備者」資料には明治7年、8年は、本支店別の金額が出されていない。

これを更に、

確認する為に、

純利益の増減を表にして

なかつたと見ることができよう。

みると次の如くなる。

創立より十一年迄は、

殆ど、

二万円を 前後してい

分けているが、 の数字が出ているので、それを見ると、 特に、 六割平均を占めて居り、 十二年以後増加してくる。 十年上半季、 両者の比は、 十一年上半季は例年の半分であ 残りを大阪 西南戦争を境として、 九年以後は、各本支店別 鹿児島 東京本店がほ 両 以前 店で

ぼ、

ず、 行の初期の営業が、 が成つたと見られる。 以 その損失の為めに四割に達する減資を行わざるをえ 上、 度々引用した資料から推定すれば、 不規則な貸付などの為、

うまく行か 第五国立

かくて改革に着手したが、 明治十一年、 有村氏の頭取選任を経て、 西南戦争勃発の為、 応 一時停止 改革

第二十五巻

第

号

0

張り公賃証書利息が半分近くを占めていたと思われる。料となつているが、その割合は、七年八年の二ケ年分しか資料には出ていない為、充分、見究めることはできないが、料となつているが、その割合は、七年八年の二ケ年分しか資料には出ていない為、充分、見究めることはできないが、 は大阪、 以後は鹿児島が優勢を保つている。その内容は、貸附金利息、公債証書利息、公債及び地金売買益、 その他手数 矢

家の手に移つているが、次第に拡張していることなどが一応関係あるものとして見ることができる。 出されること、叉、島津家直営の紡績所を、第五国立銀行の大株主であつた浜崎太平治が買受けて運転し、 ではないが、士族授産としての蚕糸業、茶業に携わる会社の結成が多数見られること、士族への貸付の抵当品に砂糖が見 特産物としての煙草・砂糖・茶が挙げられよう。これらの産業の発達に、第五国立銀行がどの様な役割を果したか、明確 出てくる。このことは、次節でふれるとして、当時の鹿児島県の主要産業は、紡績業・鉱業が中心であり、 合せることは困難であるが、第五国立銀行と島津家及び鹿児島県庁との関係から推して行くと、士族との関係のみが深く 最初にも一寸ふれた様に、資料の不足から、この初期の時代における第五国立銀行と鹿児島県経済の推移発展とを噛み 後、 主要商品は、 再び島津

- 本稿九二頁参照
- (2)前掲『鹿児島県史』第三巻九六二―三頁、一〇一七頁。

(3)

前掲書 八三八一八三九頁、一〇一五一一〇一六頁。

所謂、西郷軍の軍票であり、十円、五円、一円、五○銭、二○銭、一○銭の六種で、総計一四一、四二○円を発行している。

- (4)何れも、 前掲書 物品抵当の貸付業を営む質屋的な金融機関で、士族の家禄抵当貸出、一般市民には米、砂糖などによつて貸出していた。 八三八頁一〇一五一一〇一六頁。
- 第五国立銀行の史的研究

第二十五巻 第二号 $\overline{\bigcirc}$

第二十五巻

発行額約四万円、とれと引換に市中富豪より現金を借入れて居り、戦後償還を完了した。

(6) 前掲『沿革事誌』 序文五頁。

(5)

『明治財政史』第十三巻 二四七頁。

(8) (7)前掲書 序文 一二頁。 前掲書 序文 九一一〇頁。

(9)

前掲書中の利益金割合報告によると、次表の如くなる。

8年・下	8年•上	7年・下	明治7年·上	種別 年次・半季
13,819	9,000	11,966	8,850	公債証書 利 息
1	19,412	26,241	15,801	型 类 类 类
28,636	ı	1	1.	貨 路 金 恵
126	922	ſ	1 -	公債及地 金売買益
61,210	33 577	40,761	24,651	その毎 利益総計
21,225	19,878	25,403	15,753	紅 利 益

前掲『沿革事誌』一八七—一八九頁。

前掲『鹿児島県史』第四巻 四四六―四四七頁。

(12)

(11)

(10)

第五章 第一節「士族授産事業」参照。

前掲『鹿児島県史』第四巻

---士族銀行の特殊型として---

以上、 資料によりながら述べて来たことを綜合すると、 第五国立銀行の創立及びその後の発展の中に、 士族の姿が明瞭

別とは違つて、その設立主体による類別の一形態を示すに過ぎない。 体、「士族銀行」とは如何なるものであろうか。それは、所謂、 農工銀行とか商業銀行と云つた 場合における 銀行種 特に、我が国の国立銀行に一般的に名付けられたも

に析出されて来るであろう。

のと云つて良いと思う。

アリト よつて成立していたことに対して、「士族銀行」と呼ばれたものである。 行営業ノ如何ヲ熟知セス或ハ地方官ノ論達ヲ誤認シ荷モ禄券ヲ下付セラレタル士族ハ銀行ヲ創立セサルヘカラサ 立銀行を設立した事情に基くもので、「銀行創立ハ一時社会ニ流行シ地方商業ノ大小金融ノ閑劇ナルト否トヲ 即ち、 -信シ頻ニ其設立ニ狂奔シテ陸続大蔵省ニ出願スル 明治九年の国立銀行条例改正以後、 全国各地の士族が、その手にした禄券(金禄公債証書)をもつて払込み、 ノ状況ナリキ」と云う程、 国立銀行の大部分が、 士族のみ 顧 ル ミス又銀 の手に 義務 国

営によるものか、 しかし、表面は士族の設立によるものであつても、 或は、 商人の参加を求めた上での、いわゆる士商合丼の形をとつていたか、叉、士族のみの出資による 内容は多岐に区別されるであろう。即ち、純粋に士族のみの出資経

第五国立銀行の史的研究

第二十五巻

よるものなどが、先ず見出されるであろう。 れるのだが)から、零細な士族の禄券を糾合して作られたもの、あるいは、士族の手放した禄券を買集めた商人・豪農に 第十五国立銀行の如く、巨大な資本を集めた銀行(これは士族銀行ではなく、 一般には華族銀行と称せら

この様な事を一応念頭に置いた上で、第五国立銀行を考える時、設立事情のみを取上げても、 他の国立銀行とかなり異

質的であることがわかる。

めたのでもなく、 第一に、第五国立銀行は、条例改正前の創立で、禄券によつて設立されたのではなく、しかも、多数の士族の資金を集 島津家と云う、明治維新の遂行に関与ある一華族の投資をもとにしてできたものである。

第三に、銀行の営業についても、預金を集めることよりも、士族への貸出が主であつたと考えられること。

第二に、その経営に当つた者は、殆ど、島津家の旧家臣であつた。

以上の三点が、初期の第五国立銀行を特徴づけるものと云えよう。

な結びつきを見せていた 鹿児島県令 大山綱良氏や、 第一の点については、先に詳しくふれたので省くとして、第二の点については、 紙幣頭得能良介氏など何れも旧藩時代、 島津家の一員であつた。 更 歴代頭取や役員が旧家臣であり、 特異

配的であつた。設立場所にしても、倉屋敷のある大阪を本店に、江戸屋敷に東京支店を設けたが、鹿児島支店が重要なポ 役員中には、出資者たる島津家と旧来の君臣的関係にあつたと云う観念から脱し切れず、島津家の為にと云う考え方が支 に、下級行員にもかなり居た(特に鹿児島支店の場合)と考えられ、近代的な企業として、株式会社の形態ではあるが、

部分を、鹿児島支店に関する記述で埋めている。これと同様に、第三の点においては、士族の生活を保護しようと云う意 イントをなしていたことは、前述の通りであり、中心資料として用いた第五国立銀行『沿革事誌』は、そのスペースの大

図が、かなりはつきり働いたと見るべきである。

この様な経過を辿つた第五国立銀行が、その名称とは凡そ似合わぬ前期的性格から脱し得ずに低迷し、 やが

て他の銀行に合併せられるに至ることは論をまたない。

して良いと思う。 以上は、資料を追うのみで、充分な分析とは言い難いが、この初期の時代に見る限り、国立銀行中の特殊な一例と見做 此の後、 普通銀行に至る迄の考察は、鹿児島県内に続出する各国立銀行及び私立銀行の推移も含めて、

今後の機会に譲りたい。

⑴ 『明治財政史』第十三巻 四一頁、一五三—一五四頁。

旧国立銀行条例第六条第十七節、改正国立銀行条例第十八条、第二十条を参照。

- (2) 前掲書 二五六頁。
- (3) 長幸男氏前掲書 六一一六六頁。

国立銀行の類型化に関する氏の試みを参照せられたい。

(4)邸で家令をつとめ、 最初の頭取重久佐平太は薩藩士族で、 四代目有村国彦は、 東京に屋敷があつた。二代目三原喜之助は、 鹿児島の磯の島津邸で家扶をつとめていた。 その他の役員についても、殆ど薩藩士族と推定 鹿児島県士族、三代目奈良原繁は、

される

第五国立銀行の史的研究

第二十五巻

第 五. 国 立 銀 行 0 史 的 研

(5)

掲

『沿革事誌』一

|重久佐平太住宅ヲ以テ東京支店ニ充テ……|

前掲『日本金融史資料』明治大正篇 第三巻 六一三頁、

- 第五国立銀行創立証書第二条及び、 銀行役人証書による。
- (6)前掲『沿革事誌』六四頁及び本稿九六頁註(8)参照。 (明治十年)八月中金禄公債発行ヲ機トシテ奸商輩鹿児島地方へ出没シテ 良民ヲ欺騙シ 相場以外ノ売買約定ヲ取結ヒ 又ハ非常ノ高
- 当銀行ハ八月十七日ヲ以テ臨時総会ヲ招集シ資本金弐拾万円ヲ増加シ恩賜ノ禄券ヲ之レニ注入セシメンコトヲ決定シ」

県内に現れた国立銀行は、

夫々県内に本店を置く 第百四十七国立銀行と 第百五十二国立銀行と

除カントシテ

はじめ琉球に本店を置き、

後、

鹿児島に移し

利ヲ貪リテ貸附金ヲナス等鹿児島県士族恩賜ノ禄券ハ殆ント彼等カ私欲ヲ満サントスルノ 状況アルヲ以テ 一意此諸弊ヲ

(7)

第五国立銀行の鹿児島支店以後に、

があるが、

両者とも、

一部に、

鹿児島県士族の手によるものであり、

後者は、

資本金五万円で、

たもので、 第五国立銀行役員の参加もあるが、詳しいことは別稿に譲りたい。

尚 第五国立銀行の系統図を作成してみると次の如くなる。 (『三井銀行八十年史』昭和三十二年刊 五七五頁を参考とした)

創立 五銀 行 J 明治 29.10.4 普通銀行 へ移行 浪速銀行 明治 31.98 合併 五銀行 大正 9.11.22 合併 銀行 昭和 19 8.1 合併 銀行 昭和 29.1.1 改名

第五国立銀行

明治 6.12.10

〔後記〕 小稿を草するに当つては、 ここに記して厚く御礼申し上げます。 本学の秀村選三助教授を通じ、 鹿児島大学の原口 虎雄先生に非常にお世話になりましたことを、

+

帝

玉

井